

## 【刑事訴訟法】

### 【問題1】

以下の【事例】を読んで【設問】に解答せよ。

### 【事例】

Xは、Vの運転するタクシーに乗車し、料金が9,000円であったところ、1万円札をVに渡した。ところが加齢により白内障が悪化していたVは、誤って釣銭として5,000円札1枚を交付したところ、Xはこれを受領して帰宅した。Vは、Xが降車した後、運転日報の記入をしていたが、この段階で釣銭として1,000円札1枚を渡すべきところ、誤って5,000円札1枚を渡していたことに気づいた。Xを以前に予約客として乗せたことを思い出したVは、Xが降車した40分後、Xの降車した場所から約500メートル離れたX方自宅に赴き、「私の過ちでお釣りとして1,000円札1枚を御客様に御渡しすべきところ、5,000円札を御渡ししたのですが。」と申し向けた。しかしXは、「そのようなことはありません。貴方の勘違いです。御引取下さい。」と語気強く答えた。これに納得しないVは、再度自車に戻り、車載カメラの映像を数回再生したところ、釣銭を間違えたことが紛れもない真実であること、Xが釣銭を受け取った際、少し驚いた表情をしていることに気付いた。そこで再度、X方を訪れ、玄関先で揉めていたところ、巡回中の警察官が見咎め、無線で照会手続を取ったところ、Xが多数の詐欺で有罪判決を受け、執行猶予中の者であることが判明した。本件が有罪となれば、執行猶予中の前刑も猶予取消請求の対象となるため、慎重に捜査が進められた後、本件は、Vが車内で渡そうとした釣銭が多いことに気付いたにも拘わらず、信義則に反してこれを告げず、これを詐取したという趣旨の詐欺の訴因で公訴提起された。

検察官は、車載カメラの映像とXの前科を基に、Xの詐欺の立証を進めたが、Xはあくまでも詐欺を否認し、Vから問い合わせを受けて釣銭の誤りに気付いたものの、虚言を弄して返金を免れようとした旨弁解供述している。

### 【設問】

詐欺の訴因に対して占有離脱物横領の訴因を予備的に追加することはできるか。

## 【問題 2】

「違法捜査によって発見・収集された証拠を有罪立証に用いることは許されない」という考え方がある。他方で、この見解に対して「真に罪を犯した者が捜査機関による違法捜査の故に有罪判決を免れる結果となって不当である」との批判がある。この批判に対してどのような再反論が考えられるか論ぜよ。

※ 解答用紙の記入に際しては、【問題 1】、【問題 2】と見出しをつけて記入しなさい。